

ホテル・旅館等に対する『表示制度』が始まります。(4月より申請開始)

平成24年5月13日(日)広島県福山市で発生しましたホテル火災(死者7名、負傷者3名)の検証結果より、ホテル・旅館等の『表示制度』が始まります。このホテル火災で多数の死者が発生した要因として下記が挙げられています。

- ・建築物の構造が耐火構造でないことから、出火室及びその近傍において、火災が上階に燃え抜けて拡大した。
- ・階段部分の防火区画(たて穴区画)が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大し、煙が各客室に流入した。
- ・消火器及び屋内消火栓設備を用いた消火活動が行われていない。
- ・第一発見者による通報及び有効な避難誘導が行われていない。
- ・自動火災報知設備の受信機が2つの系統に分かれており、連動していないことから、一斉鳴動したとは考えにくく、避難を遅らせたものと考えられる。

このようなことから、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する一定の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供することにより、防火安全体制が確立されることを目的として、この表示制度が始まることとなりました。申請は1年ごとに行い、3年間連続で審査に合格すれば、有効期限が3年間の表示マーク(金)が交付され申請は3年ごとに緩和されます。



実施スケジュール

平成26年4月1日より申請開始。消防での審査の結果、8月1日ごろより建物への表示マークの掲示。

対象となる防火対象物

3階建て以上で、収容人員が30名以上の**ホテル、旅館等**(複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む。)

表示マークの申請

表示マークの交付(更新)を希望するホテル・旅館等の関係者は、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する一定の防火基準に適合していることを示す以下の書類を「表示マーク交付(更新)申請書」に添付し、消防機関に申請してください。

- ① 防火対象物(防災管理)定期点検結果報告書
- ② 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書
- ③ 製造所等定期点検記録表(対象施設がある場合)
- ④ 特殊建築物等定期調査報告書
- ⑤ その他消防機関が必要と認める書類

表示基準の審査

消防機関は、申請書と添付書類に基づき審査し、建物が表示基準に適合しているかを審査します。なお、審査は書面審査を基本としておりますが、必要に応じて現地確認を実施される場合があります。(表示基準)

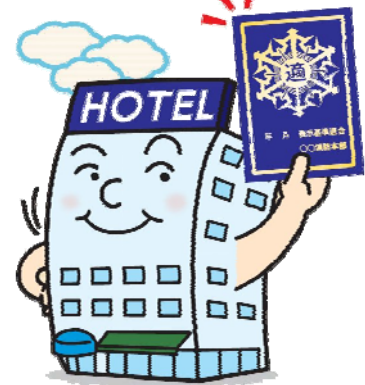
- ・消防法令の基準(防火管理の状況、消防用設備等の設置状況及び危険物施設等)
- ・建築基準法令の基準(構造・防火区画・階段・避難施設等)に適合していること

表示マークの交付

申請書類に基づき消防機関が審査した結果、消防法令のほか防火安全上重要な建築構造等の基準に適合する場合には、建物の関係者に「表示マーク(銀)」(有効期間1年間)が交付されます。

3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年間)が交付されます。

なお、表示マークの交付を受けた建物の関係者は、建物に掲出するほか、ホームページ等に表示マークを掲出することができます。



(金)
3年有効



(銀)
1年有効

『表示制度』の経過

川治温泉プリンスホテルの火災をきっかけに開始されました表示制度は『マル適』マークとして広く浸透していましたが、防火対象物点検制度が始まり表示制度が変更となり、折角根付いていた『マル適』マークが廃止されました。表示制度の経過から見て何えるように、今回の表示制度は、『マル適』マークの復活といった様子も見えますが、消防法だけでなく建築基準法にも踏み込んで審査する画期的な表示制度と言えます。

<p>S56. 5. 15 「防火対象物にかかる表示、公表制度の実施について」消防予第 111 号 ー防火基準適合表示要綱及び表示マークが示されたー ★表示対象物 特定防火対象物で法 8 の適用があり、地階を除く階数が 3 以上 ※ 昭和 56 年からは当面、旅館、ホテル等を対象として実施することとし、他は市町村の実情の応じて適宜選択する★表示基準 防火管理・消防用設備等・建築構造等の 24 項目 ★違反対象物で措置命令を発した対象物については、「公表」を行う。 ※改正のきっかけとなった火災 (S55.11.20 川治温泉プリンスホテル火災)</p>		 <p>平成 15 年 9 月 30 日 を持って廃止</p>
<p>H14. 5 消防法の一部改正 防火対象物定期点検報告制度導入 H14. 12. 24 「改正消防法を踏まえた旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進等について」消防予第 132 号 ※改正のきっかけとなった火災 (H13.9.1 新宿区歌舞伎町明星 5 6 ビル火災)</p>		
<p>防火対象物定期点検制度</p> <p>特定防火対象物で下記のいずれかにあたるもの ①収容人員 300 人以上 ②屋内の階段が 1 つで、地階又は 3 階以上に特定用途がある。(特一階段防火対象物)</p>	<p>自主点検報告制度</p> <p>左記以外のホテル、旅館等 (5 項イ) 又は 5 項 (イ) の用途のある複合用途 (16 項イ) で、収容人員 30 人以上かつ 3 階以上のもの</p>	
<p>点検資格者によるもの (1 年間有効)</p> 	<p>特例認定取得物件 (3 年間有効)</p> 	<p>自主点検の結果申請により表示できる</p>  <p>廃止予定</p>
<p>H25. 10. 31 「防火対象物に係る表示制度の実施について」 消防予第 418 号 ※改正のきっかけとなった火災 (H24.5.13 広島県福山市プリンスホテル火災) 旅館等 (5 項イ) 又は 5 項 (イ) の用途のある複合用途 (16 項イ) で、収容人員 30 人以上かつ 3 階以上のもの</p>		
<p>表示マーク (銀) (1 年間有効)</p> 		<p>表示マーク (金) (3 年間有効)</p> 
<p>↓</p> <p>継続</p> <p>※1</p>	<p>↓</p> <p>継続</p> <p>※1</p>	

※1 防災管理点検対象物件の表示は省きます。